

福彩支援ニュース 第3号 2015.1



発行：福島原発さいたま訴訟を支援する会

ウェブサイト <http://fukusaishien.com/>

電子メール apply@fukusaishien.com

郵便振替口座番号 00130-7-550500 郵便振替口座名：福彩支援

【連絡先】

吉廣慶子（みさと法律事務所） 341-0024 三郷市三郷 1-13-12 MTビル 2F みさと法律事務所 tel：048-960-0591 fax：048-960-0592
北浦恵美 tel：04-2943-7578 fax：04-2943-7582

第3口頭弁論開催。原告側の毅然とした意見陳述に 東電側が「準備書面に記載のない陳述は 認められない」と、裁判所もあきれられる異議



次回期日は**2/18**(水)!

2014年12月10日15時より、さいたま地裁101法廷で満席の傍聴者が見守るなか、福島原発さいたま訴訟の第3回口頭弁論が開催されました。

冒頭、書面のやりとりの確認につづいて、東電代理人弁護士が、原告側が準備してきた意見陳述に対し、「準備書面に記載のない内容なので、陳述は認められない」などと異議を述べ、「主張なのか。第三分類なのか」と執拗に食い下がりました。報告集会での弁護団の解説によれば、口頭弁論において、**第一分類**とは、双方の「主張」であり、判例などの専門的な内容が多い場合は、書面に代えることもできるもの。**第二分類**とは「証拠」。**第三分類**とは「主張」でも「根拠」でもない「その他」の雑記録です。

東電側は、原告側の意見陳述を第三分類＝「雑記録」として扱えというわけです。それほどまでに東電は原告側の陳述を聞かれたくなかったのでしょうか。

被告の国・東電側は、準備書面を交わすだけで法廷での意見陳述をしないので、水面下の経緯がわからない原告や傍聴者は、法律の専門用語がとびかうやりとりをさっぱり理解できません。

すぐに、原告側代理人の吉廣弁護士が、「口頭弁論なのだから、意見陳述を制限する理由はない」と厳しく反論。裁判長も「口頭主義が基本ですから」と東電の主張を退ける一幕がありました。当事者が対峙して互いにの言い分を口頭で述べあうための手続が口頭弁論ですから当然のことなのですが、裁判の基本を無視した東電側のあきれた主張でした。

口頭弁論では、まず、福島第一原発から25km圏内の広野町から避難された原告本人による意見陳述が行われました。緊急避難に際して何も知らされなかった不安と悔しさ、高齢の母親とペットを伴って死をも覚悟した厳寒期の避難生活、今も続く生活の困難さと奪われたものの大きさなど、胸に迫る陳述でした。（本号に全文掲載）

続いて、東電が嫌がった原告代理人弁護士による意見

陳述が行われました。

陳述したのは松浦弁護士。まず国の責任について。国が原発を推進してきたこと、東電が十分な安全対策をとっていなかったことについて指導・停止命令をなすべきだったのに、なさなかった違法を厳しく指摘しました。東電に対しては、自分たちに事故の過失責任がないかのように一方的に主張し、原告らの主張に反論する必要さえないと主張している。このような東電の主張は、被害者を愚弄する行為に他ならない、自らの行為について法的に審理されることを拒否し、責任について公の場で明らかにされることを回避していると、東電の態度を強く非難する迫力ある陳述でした(本号に全文掲載)。

原告代理人の意見陳述は、「被告国第2準備書面に対する反論」として、数多くの判例を精査した第5準備書面、および「被告国が有する規制権限の内容」を確認した第6準備書面(両書面とも専門的な内容で分量も多く、本号では割愛)の内容を、わかりやすくまとめたものでしたが、準備書面として提出されていなかったため、東電側が「準備書面に記載のない内容なので、陳述は認められない」と執拗にイチャモンをつけたのです。裁判所が原告の意見陳述を真摯に受け止め、東京電力のあきれた無責任論を許さない訴訟指揮を取ることを求めたいと思います。

次回期日は、

2月18日(水) 14時30分

4月22日(水) 14時30分です。

1月19日には、自主避難してきた方々の追加提訴も予定しています。追加提訴した方々も同時に審理が行われるようにしていく予定です。追加提訴については、「福島原発さいたま訴訟を支援する会」のホームページ：<http://fukusaishien.com/>でお知らせします。

福島原発さいたま訴訟と連携して毎月訴訟について協議をしている山形、群馬、新潟の弁護団も報告集会に参加くださり、「満員の傍聴の熱気がすごい。弁護団のパワフルな闘いを支えているのが傍聴者だ」とエールをいただきました。毎回の傍聴席を満席にできるよう、今後とも皆さまのご協力をお願いいたします。

原告意見陳述書(全文)

平成26年(ワ)第501号 損害賠償請求事件

原告 外15名

被告 国 外1名

意見陳述書

平成26年12月10日

さいたま地方裁判所 第2民事部合議係 御中

原告

1 私の家は、福島第一原発から25k圏内の旧避難指示解除準備区域である広野町という場所にあります。

原発事故からの避難体験と現状をお話したいと思います。

2 3月12日、この日は地震でめちゃくちゃになった大きな家具などを片付けていました。17時ぐらいだと思いますが、急に訪れた広野町役場の人に『今すぐに避難してくれ』と言われました。

前日は自分も母も度重なる余震で寝ることができていなかったため、うたた寝していた母を起こして、はんと部屋着のまま、サンダル履きで家を出ることになりました。所要時間は5分もなかったと思います。

広野町役場の人から『とりあえずの避難です、心配ありません』と再三にわたり言われました。『どこに避難すればいいのですか?』と問いかけたら『とにかく南側へ行ってください』と言われ、避難所や避難の理由さえも教えてもらえませんでした。そこで、とりあえず、いわき市方面に向かいました。

そして、25キロ先の、いわき市、平の消防署裏の体育館につきました。

しかし、そこも、続々と訪れる原発の避難者の方で、19時過ぎには消防署裏の体育館に人が入れない状態になりました。

その日はとても寒かったのですが、中で休息を取れそうにもないし、ペットを連れてきているので規則中には入れず、母親と犬猫と車の中で夜を越す事になりました。でも、午前零時をまわると寒くて耐えられず、深夜にはエンジンをかけ暖をとって仮眠しました。不

安でいっぱいでしたが、「明日には帰れるだろう、今日だけ我慢しよう」と思いました。

朝にはガソリンが手に入ると思って、この日はエンジンをかけてガソリンを消費してしまいました。

3 3月13日、朝になると、自衛隊が次々に支援物資をグラウンドに運んでいて、目の前に毛布や物資が山積みになっていました。とにかく寒くて食料より毛布が欲しくて毛布を直接もらいに行きましたが『公平に複数の避難所に配るため手をつけなさい』と自衛隊員に言われ、この日は何も支給されませんでした。

日中は暖かかったのでガソリンスタンドを探そうと思って出たのですが、8時間並んでいる場所ばかり、並んだ人たちが殴り合いの喧嘩をしている始末だったので、避難所に戻りました。

水も止まっていたのでトイレは排泄物があふれた状態、廊下には寝たきりのお年寄りや障害者の方がじかに投げ出されて横たわっているという様子で、本当に地獄だと思いました。

その日の12時を過ぎたころ、ビニールに入った500mlの非常用飲料水を一人一個配給されたので母親と犬猫で分けて飲みました、避難をしてから初めて飲んだ水であり、少し薬品臭かったのですがとてもおいしかったです。

夕方には福島第一原発で働いていた作業員や技術者も続々と避難してきました。避難所にはテレビもラジオもないので、ほとんどの人は何の情報もない中、作業員が状況を話してくれました。『メルトダウンしてるぞ、核燃料はもう溶けている、ここは安全じゃないから早く逃げないとまずい』などと忠告を頂きましたが、ガソリンがない状態で避難もできない状態でした。消防署のアナウンスで風向きが危険な時は放送がありました。既に体育館の中には入る余裕もなく、自分も含め多くの方は最悪の結果である核爆発を想像して、被ばくは覚悟せざるを得ない状態でした。わかりやすく言えば死を覚悟した日でした。

4 3月14日、避難3日目の昼ころに、冷えて、握るとロウソクのようにぼろぼろと崩れるようなおにぎりが1個配給されました。空腹だったので、夢中で食べた記憶があります。

夕方にワンセグで3号機の水素爆発をみて、そこに

いた皆で本当にショックを受け、もうしばらくは自分の家にも、故郷にも立入りすらできないんだらうと認識させられました、国の対応も「とりあえず万が一の避難」から「直ちに健康に影響はない」に変わった瞬間でした。

5 3月15日、避難4日目。

この日から朝と夜に菓子パンとコンビニのおにぎりが配給されました、夕方には非常用毛布が一人一枚配給されました。でもペラペラな物でしたので、気温を考えると凍死するのじゃないかと本当に不安でした。

体の悪い母は、なんとか体育館に入れてもらいました。

自分は犬猫と一緒に車の中で寝ていたのですが、寒さから明日の朝は目覚めないで凍死しているのではないかと本気で悩んでほとんど眠れない夜が続きました。

6 3月16日、避難5日目。

この日からはカップ麺やおにぎりや水が安定して配給され始めました。

1日に何度も風向きだけがアナウンスされ、被ばくにおびえ外にも出られないので狭い車内で過ごさなければならなかったのがとてもつらかったです。

7 ガソリンも相変わらず手に入らない中、勿来の知り合いがガソリンを手に入れてくれたと連絡がありました。母親の体調も考え、20日に避難所を出発し、そのガソリンを勿来に受取にいきました。

この日まで二人とも風呂に入っていなかったのですが、勿来の知人宅で風呂に入らせていただき、その後、家に母親の薬を取りにいき、姉の住む、横浜戸塚区のマンションに避難する事にしました。

神奈川に向かう途中、守谷SAでラーメンを食べたのですが、こんなにおいしい食べ物は1週間ぶりでした。缶ジュースも久しぶりに飲むことができました。

戸塚につきましたが、自分は12日から車内で寝泊まりしていたので、足の関節がくの字状態から全く伸びませんでした。

神奈川に避難してみると、福島では、パンや菓子などすら買うことができないのに、同じ日本でこれだけの格差が出るなんて信じられませんでした。東北に比べ関東は平和でした。

地元の情報が全く入らない事もあり、4月半ば、埼玉県三郷市に設置された広野町の人が多く入っている避難所に行くことにしました。母親は徐々に足も悪くなり始め涙が止まらなくなり通院のため神奈川に残し自分だけ埼玉県三郷市の避難所にペットを連れて行きました。

廃校の校舎を利用した避難所では広野町からバスで避難してきた皆さんが体育館でダンボールで仕切りをつけ所狭しと生活していました。知り合いもたくさんいたのでいろいろな事が話せました。

でも、ここでも動物は禁止なために車中泊となりました。

近隣の飲食店やボランティアの方々の炊き出しや給食、お風呂にも2日に一度入浴施設で入る事ができて、今でもとても感謝しています。

その後母親も避難所に来ましたが、体育館はいっぱいなので5階の教室で寝泊まりすることになり、階段移動のため、足の具合が日に日に悪くなるのが気掛かりで、インターネットで調べて実費で三郷市に一軒家を借りました。

8 母親は5月の中旬には完全に歩けなくなり、最終的には車椅子生活になってしまいました。通院していた病院でも、手術しかないと言われたのですが高血圧と血糖の上昇も重なり、治療とリハビリを受けてから手術する事になりました。

6月、インターネットで埼玉県での借り上げ住宅制度を知り、ペット可の現在住んでいるアパートに移るために八潮市に行きました。

9月に入り、広野町にも立入りができるようになり、片付けのために何度も埼玉から通いました。冷蔵庫の中は食料が腐り異臭を放ち、布団は動物が入り込み、毛だらけでフンもたくさんありました。地震で壊れた縁側からは雨水が大量に室内にはいり込み、畳は水につかってしまいました。

竹林は畑まで侵食しておりビニールハウスは内側から竹が破り風で破壊され雑草は腰のあたりまでジャングルの様に生えていました。

手術後も、母親は立ち上がる動作が苦手なため、ベットならば比較的楽に立ち上がれるのですが、現在は六畳二間なため置くスペースは無く布団を敷いて寝ており、苦勞をしています。

これまでに、色々な家財を捨てる事になりました。

その賠償をADRで求めましたが、全く考慮されませんでした。

9 広野町には2ヶ月に一度清掃で帰るようにはしていますが、一方的な避難解除により、避難状態さえ認めてもらえない事で色々な弊害があります。

夏から秋にかけては除草剤を散布しておかなければいけないので何日もかかります、むしった草も燃やしてはいけないため車で数キロ先の指定された場所に運ばなければなりません。

片付けに行くと、2泊ぐらいはするのですが、初日は放射線の不安でドキドキして眠れません。帰還すれば麻痺してしまうのですが、やはり放射線の数値の高さに不安があり、帰還を選択できません。

避難を開始してから、既に3年が経過しますが、自分たちの置かれた状況はあまり変わっていません。自宅はもちろん田畑は汚染されて作物を作ることとはできなくなり、裏庭の柿の木や竹林から一年を通して得られる様々な収穫を知人や親せきに贈る楽しみもなくなってしまいました。今でも空間占領を測ると、裏庭で0.5 μ Sv/h、屋内でも0.3~0.5弱で、年間2mSv/弱、地面に線量計を置けば1.2 μ Sv/hを超える場所もあります。

広野町に帰って生活をする事を選択するならば、生涯を低線量被ばくの状態で過ごすしかない状況まで追い込まれています。

10 現在、20km圏外の住民と避難解除された人の選択は【自己判断による帰還】か家賃と高速道路料金以外は【実費による避難生活】しかありません。

自治体の取組について、町民の放射線への不安を解消する目的で本年11月に放射線相談室を設置と報道がありましたが、私たちが求めているのは「放射線」の不安ではなく「放射性物質」への不安です。放射線が出ていることにより、常に家の中には放射性物質が存在し、放射線を出し続け、私たちの体をむしばむ可能性があるということになります。私の家は古く、壁は土塀であって高圧洗浄を利用する除染は壁自体が崩れてしまうのでできません。除去する方法がないため、家の中の放射性物質に不安をかかえながら、体の不自由になってしまった母親と一緒にこれからの人生をやっていくことを、事実上強制されるということには到底納得ができません。

裁判所には、私たちのように帰りたくても不安で帰ることができない避難者に対して、国や東京電力によって、奪われたものをきちんと賠償してもらえるように、公正で正義にかなった判決をしていただきたいと思います。

以上

原告代理人弁護士の意見陳述(全文)

平成26年(ワ)第501号 損害賠償請求事件

原告 外15名

被告 国、東京電力株式会社

代理人意見陳述

平成26年12月10日

さいたま地方裁判所第2民事部 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 中山 福二 他

被告国の責任、及び被告東京電力の過失について、原告ら代理人の意見を述べます。

第1 被告国の責任について

1 福島第一原発は、被告東京電力が設置し、運転している発電所です。したがって、福島第一原発で事故が起らないよう対策を行う義務が、被告東京電力にあることは当然です。

加えて、私たちは、被告国についても「為すべきことを為さなかった」として、本件事故発生の責任があることを主張しています。

被告国は、軽水炉型原子炉の技術をアメリカから導入し、原子力発電所の設置を強力に推進してきました。そうである以上、被告国には、原子力発電所が事故を起こして重大な被害をもたらすことが絶対にないよう、電気事業者を監督し、安全対策に不備があれば指摘して、改善するよう指導する義務があります。法律は、国がその義務を果たすために必要な権限を用意していました。

電気事業法39条は、電気事業者が電気工作物について維持すべき技術基準を定める権限を経済産業大臣に与えていました。また、同法40条は、経済産業大臣

が定めた技術基準に適合しない電気工作物に対しては、技術基準に適合するように修理・改造したり、使用の一時停止を命令したりする権限を定めていました。

このように、被告国には、万が一にも原子力発電所で重大な事故が起らないよう、法律で与えられた権限(規制権限)を行使して、事業者を監督する義務がありました。被告国がこの規制権限を行使して、福島第一原発に十分な安全対策が取り入れられていれば、本件事故は防ぐことができたのです。それにもかかわらず、被告国は、被告東京電力の安全対策が不十分であったことに対して、必要な措置を講じるよう命令することはありませんでした。

国が、「規制権限の行使」という「為すべきこと」を為さなかったために、本件事故は起こってしまったのです。

2 本件のように、国が行使すべき権限を行使しなかったことの違法性が争われる事件では、「権限を行使しなかったこと」がどのような場合に違法となるのかが問題となります。

過去に、国の権限不行使が違法であると判断された主要な裁判例は3つあります。第1に、じん肺に罹患した元炭鉱労働者らが国等に対して損害賠償を求めた「筑豊じん肺訴訟最高裁判決」、次に、水俣病による健康被害の拡大について、国と県に対して損害賠償を求めた「水俣病関西訴訟最高裁判決」、そして、本年10月9日に判決が言い渡された「泉南アスベスト訴訟最高裁判決」です。

いずれの事件も、労働大臣や通商産業大臣などに事業者の行為を規制する権限が与えられていたにもかかわらず、この規制権限の行使を怠ったために、被害が発生・拡大した事件です。これらの事件の判決の中で、最高裁判所は、規制権限を定めた法令の趣旨・目的や、その権限の性質等に照らし、具体的事情の下において、主務大臣が「適時にかつ適切に」規制権限を行使したといえない場合には、その規制権限の不行使は違法となると述べました。この具体的事情の中には、被害法益の重大性、予見可能性の存在、結果回避可能性の存在、権限行使に対する国民の期待などの事情が含まれています。

3 本件事故についていえば、電気事業法が、実用原子炉の規制を行う権限を経済産業大臣に付与していま

す。その目的は、原発の安全性確保と国民の生命・身体等を保護することにあります。つまり、電気事業法が、詳細な技術基準を定める権限を経済産業大臣に委任した理由は、発電所が人体に危害を及ぼさないようにするための技術基準の内容が専門的・技術的な上に、日進月歩の科学技術をフォローする必要があるから、いちいち法律を改正していたのでは間に合わない。そこで、規制の内容を「適時にかつ適切に」技術の進歩や知見の進展に適合したものに制定改正するために、経済産業大臣の権限で、事業者が守るべき技術基準を決められるようにしたというものです。

この電気事業法の趣旨と上述の最高裁判例の枠組みからすれば、経済産業大臣には、原子力の利用に伴い発生するおそれのある被害から、国民の生命・健康等に対する安全を確保するために、できる限り速やかに、技術の進歩や最新の地震・津波等の知見等に適合した規制を行うべく、「適時にかつ適切に」その権限を行使することが求められていたということが出来ます。

4 経済産業大臣が「適時にかつ適切に」権限を行使するためには、地震・津波等自然現象に関する知見の進展や、科学技術の進展、諸外国において強化されてきた原発事故防止対策等について、継続して情報収集と調査を行い、常に情報をアップデートしていなければなりません。そして、原子力発電が、国策として作り出された技術であることからすれば、原発の設置を許可し、監督する権限を有する被告国には、常に最新の科学技術に即時対応した安全対策を行うことが義務付けられているというべきです。

第2回口頭弁論期日において代理人が意見を述べたとおり、被告国は、平成14年7月の時点、またはどんなに遅くとも平成18年の時点で、福島第一原発にO. P. +10m以上の津波が襲う可能性を予見することができました。そうであれば、被告国は、O. P. +10mを超える高さの津波が到来する可能性を把握できた時点で、直ちに、被告東京電力がこれに対する十分な安全対策をとっているのかどうかを確認し、不十分であれば、十分な措置（例えば、施設の水密化や、重要機器自体を高所に設置する、予備のバッテリーを複数用意するなどの対策）を講じるよう命じなければなりませんでした。

さらに、事故が発生した場合の被害の重大性を考えれば、安全対策として十分な措置が講じられるまでは、

福島第一原発での原子炉の運転を停止するよう、命令しなければならなかったというべきです。

4 しかし、被告国は、被告東京電力に対して行使すべきであった規制権限を行使しないまま、福島第一原発を放置し、本件事故を起こしてしまいました。被告国のこのような態度は、違法の評価を免れないというべきです。

第2 被告東京電力の過失を審理する必要があることについて

1 被告東京電力は、相変わらず、本件事故の発生に当たってどのような責任があるのか、過失があったのかなかったのかを、被告東京電力については審理する必要はないと主張しています。

2 答弁書において、被告東京電力は、その過失の有無にかかわらず、原子力損害の賠償に関する法律（「原賠法」といいます。）によって損害を賠償する責任を負うのだから、過失の有無など議論する必要はない、と主張していました。

これに対して、私たちはこれまで、事故の再発防止のためにも、責任論として被告東京電力の故意過失を審理すべきであると反論するとともに、被害者の実質的な損害の回復のためにも、被告東京電力の過失の審理が必要不可欠であると主張してきました。被告東京電力が万全の安全対策をしても防げなかった事故なのか、すべきことをしないがために起こってしまった事故なのかによって、被害者が受ける精神的苦痛（事故発生責任者への憤り）の内容も変わるのです。

3 このような私たちの主張に対し、今回提出された被告東京電力の反論書面は、次のようなものでした。すなわち、本件事故の真相究明と再発防止は、民事損害賠償請求訴訟である本訴訟の目的とはなりえない。福島第一原発を襲った地震及び津波は「想定外」の自然事象であったことは周知のとおりであり、被告東京電力としても事故は防ぎようがなかった。したがって、被告東京電力は、被害者らの怒りを増大させて慰謝料を増加されるような加害態様はとっておらず、事実関係から見ても（「実質的にも」）、損害算定のために被告東京電力の故意過失を審理する必要はない、というものです（17～19頁）。

要するに、被告東京電力が、損害論としても過失を審理する必要がない、と主張する根拠は、本件事故は、被告東京電力としても想定外の事故で、防ぎようもなかったのだから、自分たちの加害態様は悪くない、という点にあります。

被告東京電力は、慰謝料を考慮するに当たり、被告東京電力が結果回避義務を尽くしていたか否かという加害者側の事情が問題になること自体は争っていない以上、この点についての原告らの主張、すなわち第4準備書面に対して、すみやかに具体的な反論をすべきです。

それにもかかわらず、被告東京電力は、訴訟において、事故の責任は自分たちにないかのような主張を一方的にするだけで、原告らの主張に反論する必要さえないと主張しています。被害者らの声を聞かない被告東京電力のこうした主張は、被害者を愚弄する行為に他なりません。自らの行為態様について法的に審理されることを徹底的に拒否し、本件事故の責任について公の場で明らかにされることを回避する被告東京電力の態度は、強く非難されなければなりません。

第3 結語

本件は、福島第一原発事故の発生について、被告国と、被告東京電力の責任を問う裁判です。私たちはこれから、両被告の責任を正面から問い続けます。

以上

3回の口頭弁論を傍聴して

ともざわ ゆう き
友澤悠季（当会会員／大学非常勤講師）

テレビドラマやCMでよく見かける法廷のシーンでは、裁判官も弁護士もみな雄弁です。今回、初めて傍聴した裁判。裁判官の声は遠く（マイクがあるのですが、飾りかしら？）、被告側の弁護士の声は不明瞭（早口で、口の中でしゃべっておられるような）、きちんと発話されているのは、原告と原告側代理人の方がただけだと感じました。この印象は毎回変わりません。

第1回と第3回では、原告のかたが陳述をしてくださいました。中央にある証言台に立たれるまでには、

幾度もの逡巡があったのではないのでしょうか。第2回弁論後の集会で、応援に駆けつけた川俣町の菅野清一さんは、友人の渡辺幹夫さんが自死した妻のために起こした裁判でたいへんだったのは、「まだ金をとるのか」といった陰口や中傷を含む周囲とのたたかいだった、という報告をしておられました。ご家族、ご友人、親戚・縁戚、ご近所づきあい、職場…複数の人間関係を生きる中では、やはり相当なご決断が必要だっただろうと思います。だからこそ、どうしてもこのままではいられない、という思いを持って、裁判に参加された人がいるという事実は、ぜったいに消えないし、消されてはならない。

わたしはこれまで、戦後日本社会が、経済成長を遂げる中で、「公害」の発生をどう受け止め、あるいは無視してきたのか、という問題を考えてきましたが、「公害」事件・問題の当事者として発言してきた方々に共通しているのは、やりたくてはじめたわけではない、ということです。「健康被害」の有無だけが「被害」ではなく、唐突に、当事者の側にさせられ、そのことでときに人間関係の破綻すら経験させられること自体が「被害」の発端です。そして、「同じことで別の人がまた苦しめられるのは許せない」という声が、社会の深いところで、リレーされてきたように受けとめています。

他方の被告側の国家と事業者（今回は東京電力）に共通しているのは、表に出てくる方々が無表情ということです。代理人席に座る面々の表情から、わずかでも人間性を読み取れないかと凝視してきましたが、まだなにも読み取れないままです。このさき、被告側代理人がまとまりのある主張を法廷で展開されることはあるのでしょうか。とても気がかりです。注視しつつ聞きたいと思います。





被告＝国・東電の
不誠実で理不尽な態度に
怒りをこめて！

福島原発さいたま訴訟 2/18(水) 第4回口頭弁論 傍聴に来てください！

14時30分開廷

さいたま地裁 101号法廷 (JR浦和駅西口より徒歩10分)

*傍聴希望の方は、地裁B棟前に14:00までにお越し下さい

☞ 終了後 **報告集会、懇親会**があります (17時まで)

会場: **埼玉総合法律事務所3階会議室** (地裁より徒歩3分)

福島原発さいたま訴訟を支援する会

福島原発事故で埼玉県に避難してきた被災者は、かけがえない故郷を追われ、困難極まる避難生活を強いられています。2014年3月、国と東電を被告とする損害賠償請求訴訟がさいたま地裁に提起されました。2015年1月の第2次提訴と合わせ、原告の人数は11世帯37名となる予定です。

2014年12月10日の第3回期日では、満席の傍聴人が見つめるなか、東電側代理人が、原告側の意見陳述に対し「準備書面に記載のない内容なので、意見陳述は認められない」と執拗に異議を申し立てました。原告弁護団は「口頭弁論なのだから、意見陳述を制限する理由はない」と毅然と反論。裁判長も「口頭主義が基本ですから」と東電の主張を退ける一幕がありました。

口頭弁論では、まず福島第一原発から25km圏内の広野町から避難された原告本人による意見陳述が行われ、緊急避難に際して何も知らされなかった不安と悔しさ、高齢の母親とペットを伴って死をも覚悟した厳寒期の避難生活、今も続く生活の困難さと奪われたものの大きさなど、胸に迫る陳述を行いました。

つづいて原告弁護団は、意見陳述を通し、原発を推進しながら十分に安全対策を指導しなかった国の違法を厳しく指摘。また東電に対しては、事故の過失責任がないかのように主張し、自らの行為についての法的な審理を拒否し、責任について公の場で明らかにされることを回避している、と厳しく批判しました。

次回期日もまた傍聴席を満席としましょう！ 新しい年もよろしくお願ひ申し上げます。



予告 3/28(土)

映画「日本と原発」自主上映会

会場: **市民会館うらわ** (浦和駅西口より徒歩7分)

弁護士河合弘之と盟友弁護士海渡雄一、訴訟を共に闘う木村結の3人が多くの関係者、有識者にインタビュー取材を行い、現地での情報収集や報道資料等を基に事故に巻き込まれた人々の苦しみ、原発事故を引き起こした背景、改善されない規制基準、エネルギー政策のウソと真実を追求したドキュメンタリー映画です。上映会の詳細については、追って当会ホームページ <http://fukusaishien.com/> 等でご案内します。

会員
募集中!!



支援する会の年会費は一口1,000円。カンパもぜひ！

会員の皆様にはいつも暖かいご支援を賜り、深謝いたします。
お預かりしましたご支援金はニュースレターの発行や裁判期日に行う報告会の会場費などに使用させていただいております。
これからも支援の輪を広げるべく、頑張っ行ってきたいと思っておりますので今後共どうぞ宜しくお願いいたします

ご住所、お名前、連絡先 (email or お電話番号) を明記の上、下記連絡先にお申込みください。

会員の方には会報とメールで情報をお伝えします。(口座番号:00130-7-550500 郵便振替口座名:福彩支援)

[福島原発さいたま訴訟を支援する会] *ご記入いただいた個人情報は適正に管理し、当会からのお知らせのみに利用します。

*吉廣慶子 (みさと法律事務所) 341-0024 三郷市三郷 1-13-12 MTビル 2F みさと法律事務所 tel : 048-960-0591 fax : 048-960-0592

*北浦恵美 Email : apply@fukusaishien.com tel : 04-2943-7578 fax : 04-2943-7582